

不利益処分の処分基準

処 分 名	市民活動交流支援センター会議スペースの使用許可の取消し		
根拠例規及び条項	多治見市市民活動交流支援センターの設置及び管理に関する条例施行規則(平成 15 年規則第 9 号)第 4 条第 1 項		
所 管 部 課 名	環境文化部 くらし人権課		
処 分 基 準	関係法令等及び条項	多治見市市民活動交流支援センターの設置及び管理に関する条例(平成 14 年条例第 32 号)第 7 条	
	基 準	<p>規則第 4 条第 1 項による。</p> <p>○規則第 4 条第 1 項</p> <p>次の各号のいずれかに該当するときは、その使用許可を取り消し、又は使用の停止を命ずることができる。</p> <p>(1) 条例又はこの規則に違反したとき。</p> <p>(2) この規則に基づく許可の条件に違反したとき。</p> <p>(3) 偽りその他不正な行為により許可を受けたことが明らかになったとき。</p> <p>規則第 4 条第 1 項第 1 号の条例又は規則に違反したときとは、条例第 7 条の利用制限事項に該当したとき、又は規則第 7 条の遵守事項を守らなかったとき等とする。</p>	
	設定年月日	平成 15 年 3 月 1 日	最終変更年月日
備 考			